

## 曾於市社会福祉協議会権利擁護センターの取り組み

権利擁護センターは曾於市に住む高齢者や障がい者などで物事の判断に手助けが必要な方、日常生活に課題を抱えている方の相談に応じ、自分らしく安心して地域で暮らし続けることができるように、成年後見制度の活用など解決に向けた支援を行っています。

### 【権利擁護センターの取り組み】

-  **広報啓発**  
権利擁護出前講座の実施 など
-  **相談**  
制度説明や申立て手続きの助言 など
-  **後見人のサポート**  
後見人のつどいの開催 など
-  **成年後見制度の利用促進**  
権利擁護の担い手育成 など
-  **権利擁護事業**  
法人後見事業・福祉サービス利用支援事業

問 曾於市社会福祉協議会 権利擁護センター  
☎ 0986-72-0460

### 参加費無料 後見人のつどいのご案内



後見人について知りたい方、悩んでいる方はいませんか？ 後見人の不安や疑問に弁護士または司法書士がお答えします。これから後見人になることを考えている方や関心がある方も参加できます。制度に関するお話もあります。情報交換の場としてもぜひご活用ください。

- 日程 1月27日(月)
- 時間 午後1時30分～3時30分
- 場所 そお生きいき健康センター 視聴覚室

詳細はこちら▶



## 経営所得安定対策の水田活用の直接支払交付金

国が長年進めてきた水田転作は、平成30年産で米の生産調整が終了しました。その後、水田の経営安定対策として食料自給率・自給力の向上のため麦・大豆・米粉用米・野菜・飼料作物の販売農家が要件を満たした場合、交付金を交付する制度を国は創設しました。申請時期は毎年4月下旬から6月中旬までです。

- ◎ **交付対象者**
  - ① 自家消費や贈答などを除く販売目的で対象作物を対象水田で生産する「販売農家」および「集落営農」
  - ② 飼料作物は、畜産農家で自家利用する場合か、供給等契約により畜産農家へ供給する農家
- ◎ **対象水田**  
用水路・畦畔などがあり、水を溜めて田植えできる水田
- ◎ **その他要件**  
ほかにも**対象作物の種類**、対象作物を販売した**出荷伝票**、飼料作物を供給した**実績書**の提出など要件があります。

### ◎田植えの実施要件

令和8年までは田植えをしなくても申請できます。しかし令和9年以降に申請する場合は令和8年までに田植えを1回以上実施し、その翌年から5年間が交付対象期間となります。その5年間のうちに田植えをすると、その翌年からさらに5年間延長されます。

	令和6年	7年	8年	9年	10年～
令和7年に田植えをした場合	交付対象	田植え	田植えをした翌年から5年間の令和12年まで交付対象		
令和8年に田植えをした場合	交付対象	田植え	田植えをした翌年から5年間の令和13年まで交付対象		
田植えをしなかった場合	交付対象		交付対象外		

問 農政課 農政係  
☎ 0986-76-8808  
大隅支所 産業振興課  
☎ 099-482-5959  
財部支所 産業振興課  
☎ 0986-72-0938






## 曾於警察署から詐欺被害注意のお知らせ

鹿児島県内では「うそ電話詐欺およびSNS型投資・ロマンス詐欺」の被害が急増し、令和6年中の曾於市内の被害額は1億円を超えています。

様々な手口により騙され、大切な財産を失っています

### 被害に遭われた方

-  LINEなどのSNSを利用して、投資話をもちかけられた
-  SNSで知り合った異性から交際を申し込まれ、その後お金を無心された
-  10億円に当選したとのメールが届き、その賞金の払い戻し手数料などを理由に何度もお金を要求された

身に覚えのない請求、SNSにより不審なメッセージが届いたら詐欺を疑い、お金を渡す前に、警察署または最寄りの交番や駐在所まで相談してください。

警察への相談を迷ったときは、お金を渡す前に、家族や友人、知り合いの方に相談してください。

### 相談を!



### 注意!

総務省や警察といった公的機関からお金を請求されるのは**詐欺**です  
銀行でおろしたお金を宅配便で指定された住所へ送らせるのは**詐欺**です  
コンビニエンスストアで多額の電子マネーを購入させるのは**詐欺**です

問 曾於警察署  
☎ 099-482-0110

## 難聴が認知症の悪化に影響する!?

### 曾於市高齢者補聴器購入補助事業について

- ◎ **対象者**  
65歳以上で聴覚障害の障害者手帳交付を受けていない方。および耳鼻科医師に補聴器の必要性を認められた方  
※難聴の程度によっては障害者手帳の申請をご案内する場合があります
- ◎ **補助内容**  
購入費の2分の1の金額  
※1人1回片耳分のみ  
※上限2万円
- ◎ **申請方法**  
次の書類を提出してください  
① 申請書  
② 医師意見書(3か月以内に発行のもの)  
③ 購入商品の見積書(品番の記載がわかるもの)  
④ カタログの写し(購入予定商品の価格がわかるもの)  
※申請書・医師意見書様式は市役所窓口で交付または市ホームページよりダウンロードできます  
※決定通知書が送付されるまで購入しないでください



### 聞こえのチェックリスト

- 1つでも当てはまる方、「聞こえ」が気になる方は耳鼻科(補聴器相談医)への相談をおすすめします。
- 会話をしているとき、聞き返すことがよくありますか。
  - 相手の言った内容を聞き取れなかったとき、推測で言葉を判断することがありますか。
  - 電子レンジの「チン」という音や、ドアのチャイムの音が聞こえにくいと感じることがありますか。
  - 家族に「テレビやラジオの音量が大きい」とよく言われますか。
  - 大勢の人がいる場所や周りがうるさい中での会話は、聞きたい人の声が聞きづらいと感じますか。

問 福祉介護課 地域・高齢者支援係  
☎ 0986-76-8807  
大隅支所 保健福祉課 財部支所 保健福祉課  
☎ 099-482-5925 ☎ 0986-72-0936